

議案第 51 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年4月30日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成20年5月9日提出

生駒市長 山下 真

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年4月30日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第36項から第38項まで」を「、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」に改める。

附則第9条中「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」を「第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで」に、「第36項から第38項まで」を「第31項から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。